

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業

入 札 説 明 書

平成 31 年 (2019 年) 2 月 13 日

横 須 賀 市

— 目 次 —

第 1	入札説明書等の位置づけ	1
第 2	事業内容に関する事項	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	用語の定義	2
4	事業目的	3
5	基本的な考え方	3
6	事業概要	3
7	事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等	6
8	年間提供日数及び1日当たりの食数（入札価格算定用）	6
9	市から事業者への支払	7
10	事業期間終了時の措置	8
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者の募集及び選定方法	9
2	落札者の決定、契約の手順及びスケジュール（予定）	9
3	入札参加者の資格	9
4	入札に関する手続き等	15
5	審査及び選定に関する事項	19
第 4	契約に関する事項	20
1	契約手続き	20
2	契約の概要	20
第 5	その他	21
1	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
2	その他事業の実施に関し必要な事項	21

注 入札説明書等において、年表示は、元号が変わる 2019 年 5 月以降も「平成 XX 年（20**年）」と表記していますが、改元後、旧元号（平成）は新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。

第1 入札説明書等の位置づけ

(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、横須賀市(以下「市」という。)が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式(以下「DBO方式」という。)で発注する「(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者の選定に係る総合評価一般競争入札を公告するにあたり、入札参加を希望する者を対象に、本事業の内容、入札条件、契約手続き等を示すものである。

入札説明書に併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

今後、市及び本事業の入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札説明書等の内容を前提として、入札手続きを進めるものとする。

別添資料1:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 要求水準書
(以下「要求水準書」という。)

別添資料2:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 落札者決定基準
(以下「落札者決定基準」という。)

別添資料3:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 基本契約書(案)
(以下「基本契約書(案)」という。)

別添資料4:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 設計・建設等請負契約書(案)
(以下「設計・建設等請負契約書(案)」という。)

別添資料5:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 維持管理・運営委託契約書(案)
(以下「維持管理・運営委託契約書(案)」という。)

別添資料6:(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 様式集
(以下「様式集」という。)

なお、入札説明書等と「(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業 実施方針」(平成30年(2018年)年11月5日公表。以下「実施方針」という。)及び「実施方針等に関する質問及び意見への回答」(平成30年(2018年)12月20日公表)に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先する。

入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問への回答による。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

横須賀市長 上地 克明

3 用語の定義

入札説明書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 本件施設

本事業の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構・植栽等を含む全ての施設をいう。

(2) 調理設備

調理釜、冷蔵庫等の設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

(3) 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等の調理業務に必要な備品をいう。

(4) 事務備品

机・椅子、会議机・椅子、電話、棚等の調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

(5) 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等の生徒が使用する備品をいう。

(6) 運営備品

調理備品及び食器・食缶等の備品をいう。

(7) 配送校

本事業における給食配送対象となっている中学校をいう。

(8) 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

(9) 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

(10) 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

(11) 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。（保守、修繕を除く。）

4 事業目的

現在、横須賀市立の中学校では弁当持参を基本としたミルクのみの給食を行っているが、完全給食（主食・おかず・牛乳）の実施について保護者を中心とした市民、市議会等から要望をいただいていた。教育委員会では、スクールランチ充実の取り組みやアンケートの実施などを経て検討を重ね、平成 28 年 7 月 8 日に開催した平成 28 年度第 1 回総合教育会議において市長と教育委員会で協議した結果、平成 28 年 6 月 27 日に教育委員会で決定した「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」を踏まえ、市立全中学校で全員喫食による完全給食を実施することを決定した。実施方式については、中学校の現地調査などを調査会社への業務委託により行うとともに、市議会に設置された「中学校完全給食実施等検討特別委員会」、市内の検討組織の「中学校完全給食推進本部」、「同専門部会」、教職員や保護者と教育委員会事務局とで構成する「中学校完全給食推進連絡協議会」などにおいて意見をいただき、検討を行い、平成 29 年 7 月 18 日に開催した平成 29 年度第 1 回総合教育会議において、市長と教育委員会での協議を経て、同年 7 月 21 日に開催した教育委員会定例会において、中学校完全給食の実施方式を「センター方式」とし、給食センターを 1 カ所整備することを決定した。また、事業手法については、業務委託により実施した PFI 等導入可能性調査や、各検討組織等における検討を踏まえた結果、民間事業者が有する知識・技術的能力を活用し、効率的な運営やコスト削減等を期待するとともに、VFM (Value For Money) の比較や地元事業者の参画といった観点から DBO 方式とすることを決定している。

本事業は、こうした経緯を踏まえ、(仮称)横須賀市学校給食センター（以下「本施設」という。）の整備・運営を行い、「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」の実現を目的とするものである。

5 基本的な考え方

本事業は、事業者が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。事業の実施については、次に記載した「(仮称)横須賀市学校給食センター基本計画」の「2 基本的な考え方」(詳細は「(仮称)横須賀市学校給食センター基本計画」4～5 ページ参照)に従って進めるものとする。

- ・安全・安心な給食を提供できるよう、衛生管理を徹底します
- ・生徒が楽しく食事をすることができるよう、温かく、おいしい給食を提供します
- ・食物アレルギーに対応します
- ・環境に配慮した施設整備と運営管理を行います
- ・災害時の対応を考慮した施設整備と運営管理を行います
- ・長期的な視点も含め財政負担の軽減を図ります
- ・子どもたち、地域、市民に愛される給食センターを目指します
(「(仮称)横須賀市学校給食センター基本計画」より抜粋)

6 事業概要

(1) 施設概要

ア 建設予定地

横須賀市平作 5 丁目 28 番 10 号 (旧平作小学校)

※現状、事業用地内に校舎、体育館、プール等が残存しており、平成32年（2020年）3月末までに、市において既存施設等の解体・撤去の実施を予定している。

イ 用途地域

第1種中高層住居専用地域（約10,950㎡）、第1種住居地域（約3,950㎡）

※建設にあたっては、建築基準法第48条第3項ただし書の許可が必要となる。

ウ 建ぺい率／容積率

70％／200％

エ 敷地面積

14,984.34㎡

※本事業で実施する歩道拡幅工事後に、敷地境界を確定し、歩道となる拡幅部分を敷地面積から除くことを想定している。

オ 調理能力食数

10,000食／日

(2) 事業方式

設計・施工・維持管理・運営一括発注方式（DBO方式）

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、基本契約の締結日から平成48年（2036年）7月末までとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書による。

ア 施設整備業務

(ア) 設計業務

- a 本件施設の基本設計・実施設計業務
- b 事前調査業務
- c 各種許認可申請等業務及び関連業務（補助金等の申請支援を含む。）
- d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 建設業務

- a 本件施設の建設業務
- b 事務備品調達・設置業務
- c 外構・植栽整備業務
- d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 調理設備等調達・設置業務

- a 調理設備調達・設置業務
- b 調理備品調達・設置業務
- c 食器・食缶等調達・設置業務
- d その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) 工事監理業務

(参考) 施設整備に関して市が実施する業務

- (ア) 事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務（ただし、既存施設の基礎杭のGL-3m以下、敷地内の間知ブロック積み擁壁、一部の側溝及び樹木等は、残置とする。）

(イ) 配送校の配膳室等整備・改修業務

※既存施設の解体・撤去は平成31年（2019年）6月～平成32年（2020年）3月に、配送校の配膳室等整備・改修は、開業準備期間までに実施予定である。

イ 開業準備業務

維持管理・運営を行うための準備業務及びこれらに付随する業務

ウ 維持管理業務

(ア) 建築物維持管理業務（建築物の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）

(イ) 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）

(ウ) 調理設備維持管理業務（調理設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）

(エ) 事務備品維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）

(オ) 外構・植栽維持管理業務（外構・植栽の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）

(カ) 清掃業務

(キ) 警備業務

(ク) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

(ア) 日常の検収支援業務

(イ) 給食調理業務

(ウ) 洗浄等業務

(エ) 配膳業務

(オ) 配送及び回収業務

(カ) 衛生管理業務

(キ) 運営備品等修繕・更新業務（食器・食缶を含む）

(ク) 配送車両調達業務

(ケ) 配送車両維持管理業務

(コ) 献立作成・食材調達支援業務

(サ) 給食エリア等清掃業務

(シ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※施設整備業務から運営業務までに係る全ての光熱水費（配送校での配膳業務にかかる光熱水費を除く）は事業者の負担とする。

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務

(ア) 献立作成・栄養管理業務

(イ) 食材調達・検収業務

(ウ) 食数調整業務

(エ) 給食費に関する業務

(オ) 配送校の調整（配送校からの要望対応、行事日や学級閉鎖時等の連絡調整等）

(カ) 直接搬入品（パン、牛乳等）の調達・各配送校への運搬業務（搬入事業者が実施）

- (キ) 直接搬入品の容器等（パンケース、牛乳ケース等）回収業務（搬入事業者が実施）
- (ク) 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務

(5) 事業スケジュール

ア 契約締結

平成 31 年（2019 年） 9 月

イ 施設整備期間

平成 31 年(2019 年) 9 月から平成 33 年（2021 年） 6 月（概ね 1 年 9 か月間）

ウ 開業準備期間

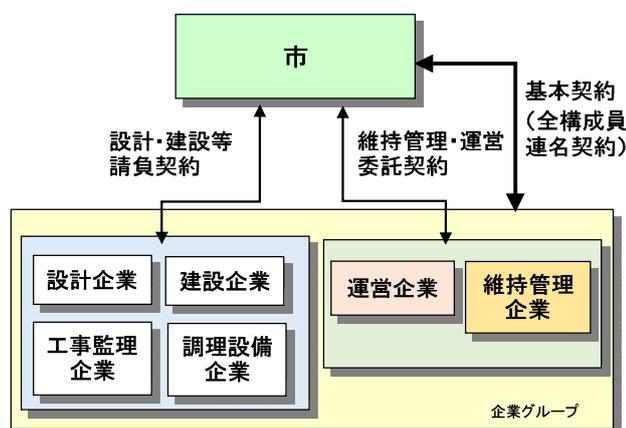
平成 33 年（2021 年） 7 月から同年 8 月まで（概ね 2 か月間）

エ 維持管理・運営期間

平成 33 年（2021 年） 8 月下旬から平成 48 年（2036 年） 7 月末（約 15 年間）

(6) 事業スキーム

事業スキームについては、以下のとおりとする。なお、本事業において SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。



7 事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

8 年間提供日数及び1日当たりの食数(入札価格算定用)

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日当たりの食数は以下のとおりとする。なお、食数は、生徒及び教職員分を対象とし、アレルギー対応食 150 食/日を含むものとする。

年度	日数	1日当たりの食数
平成 33 年度（2021 年度）	130 日	9,941 食
平成 34 年度（2022 年度）	200 日	9,656 食
平成 35 年度（2023 年度）	200 日	9,543 食
平成 36 年度（2024 年度）	200 日	9,391 食
平成 37 年度（2025 年度）	200 日	9,273 食
平成 38 年度（2026 年度）	200 日	8,954 食

平成 39 年度 (2027 年度)	200 日	8,621 食
平成 40 年度 (2028 年度)	200 日	8,317 食
平成 41 年度 (2029 年度)	200 日	8,135 食
平成 42 年度 (2030 年度)	200 日	7,880 食
平成 43 年度 (2031 年度)	200 日	7,647 食
平成 44 年度 (2032 年度)	200 日	7,460 食
平成 45 年度 (2033 年度)	200 日	7,306 食
平成 46 年度 (2034 年度)	200 日	7,193 食
平成 47 年度 (2035 年度)	200 日	7,095 食
平成 48 年度 (2036 年度)	69 日	7,012 食

※入札価格算定用の年間提供食数は運営費見積書（様式 4-7）参照

※上記「1日当たりの食数」は、入札価格算定用に使用する数値として、推計人口等から算出したものである。学級数の見込み数が必要な場合は、「1日当たりの食数」等を参考に検討すること。

9 市から事業者への支払

(1) 設計・建設等請負契約

事業者は、年度ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受けるものとする。

ア 支払区分及び支払限度額

- (ア) 平成 31 年度 (2019 年度) 契約金額の 20%
- (イ) 平成 32 年度 (2020 年度) 契約金額の 30%
- (ウ) 平成 33 年度 (2021 年度) 契約金額の 50%

イ 前払金

有。ただし、建設業務費及び調理設備等調達・設置業務費に限る。

支払条件については、平成 31 年度及び平成 32 年度に各々 20% を限度とする。なお、保証事業会社の保証により前金払を受けることを予定している場合には事前に保証事業会社と協議の上、保証を受けるために必要な書類（事業者間協定書等）を提案書とともに市に提出すること。

ウ 中間前金払

無。

エ 部分払

有。ただし、施設整備期間中に建設業務費及び調理設備等調達・設置業務費を対象とした 1 回に限る。

オ 完成払

契約金額より上記既払額を控除した金額を、請求書が提出された後に支払う。

(2) 維持管理・運営委託契約

ア 開業準備業務費

事業者は、開業準備業務完了後に一括して支払を受けるものとする。

イ 維持管理業務費

事業者は、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたり、月ごとに支払を受けるものとする。

ウ 運營業務費

事業者は、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたり、月ごとに支払を受けるものとする。

10 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き継ぐこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する事業者から本事業に関する提案を広く公募する。

事業者の選定に当たっては、入札説明書で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、総合評価一般競争入札方式によって決定する。総合評価における審査は、資格審査、提案内容審査及び価格審査等を総合的に行う。

2 落札者の決定、契約の手順及びスケジュール(予定)

落札者の決定及び契約にあたっての順序及びスケジュールは、下記のとおりである。

日程 (予定)	内 容
平成 31 年 (2019 年) 2 月 13 日 (水)	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 31 年 (2019 年) 2 月 14 日 (木) ～平成 31 年 (2019 年) 2 月 28 日 (木)	入札説明書等に関する質問受付
平成 31 年 (2019 年) 3 月 12 日 (火) ～平成 31 年 (2019 年) 3 月 15 日 (金)	配送校見学会
平成 31 年 (2019 年) 3 月 25 日 (月)	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 31 年 (2019 年) 4 月 3 日 (水) ～平成 31 年 (2019 年) 4 月 5 日 (金)	入札参加資格確認申請に関する提出書類の受付
平成 31 年 (2019 年) 4 月 12 日 (金)	入札参加資格審査結果の通知
平成 31 年 (2019 年) 4 月 24 日 (水) ～平成 31 年 (2019 年) 4 月 25 日 (木)	直接対話の実施
平成 31 年 (2019 年) 5 月 29 日 (水) ～平成 31 年 (2019 年) 5 月 31 日 (金)	提案書等の提出書類の受付
平成 31 年 (2019 年) 7 月	落札者の決定
平成 31 年 (2019 年) 8 月	仮契約の締結
平成 31 年 (2019 年) 9 月	本契約の締結

3 入札参加者の資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、調理設備等調達・設置業務を実施する者（以下「調理設備企業」という。）、開業準備業務及び維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）、開業準備業務及び運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）から構成されるグループ（以下

「グループ」という。)とする。

イ 「(2) 入札参加者の参加資格要件」の要件を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。ただし、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

ウ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として全て代表企業が行う。なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は不要とする。

エ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

オ 入札参加者の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（下記（ア）、（イ））が、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(ア) 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

a 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の共通の参加資格要件

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 法人でない者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ウ) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中の者

(エ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けている者

(オ) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

(カ) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の

法令上これと同様に取り扱われている法人

- ① 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く
 - ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
- (キ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (ケ) 本事業に係る発注支援業務の受託者及び協力業者（以下「受託者等」という。）又は当該受託者等と資本関係又は人的関係等（第 3 3 (1)オを参照）がある者。
なお、本事業に係る発注支援業務の受託者等は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4
- (コ) （仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会の委員（第 3 5 (1)に記載）が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係（第 3 3 (1)オを参照）のある者
- (カ) その者の親会社等が（カ）～（コ）までのいずれかに該当する法人

イ 設計企業の参加資格要件

設計企業は、1 者で業務を担当する場合は、下記の（ア）～（オ）の要件をすべて満たすこと。また、複数の者が業務を分担する場合は、全ての者が下記の（ア）～（ウ）の要件を満たし、そのうち 1 者は、（ア）～（オ）のすべての要件を全て満たすこととする。ただし、（エ）、（オ）については、同一の工事でも別の工事でも実績として認める。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈[-11-](https://e-</p></div><div data-bbox=)

bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html)を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外事業者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (ウ) 横須賀市競争入札参加有資格者（委託）として「建築設計」の業種に登録があること。ただし、建設企業が設計企業を兼ねる場合は、横須賀市競争入札参加有資格者（工事）「建築一式」の業種に登録があればよい。
- (エ) 平成 21 年 4 月 1 日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等（以下「国等」という。）が発注した延床面積が 3,000 ㎡以上の一の建築物の新築工事の実施設計を履行した実績を元請として有する者
- (オ) ドライシステムを採用した学校給食施設^{*1}又は特定給食施設^{*2}の新築工事の実施設計を履行した実績を元請として有する者

※1 学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。（以下同じ。）

※2 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 20 条に定める特定給食施設をいう。（以下同じ。）

ウ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業のいずれかとし、以下の要件を満たしていること。なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈<https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html>〉を確認すること。

また、市内下請負率は、市内事業者で受注可能な下請金額に対しての実際に市内事業者が発注する金額（市が市内で受注不可能と判断した場合は、下請負金額の総額に含まない）であり、請負金額全体に対する金額ではない。

詳細は、横須賀市ホームページ〈https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/n_seido/kouzi/nyusatsu/ogatakouzi.pdf〉を確認すること。

(ア) JV の場合

① 所在区分が代表構成員は準市内業者、その他の構成員は準市内業者又は市内業者であること。

② JV の組成にあたっては、共同施工方式又は分担施工方式のいずれかによるものとする。

共同施工方式の場合、a から d の要件をすべて満たすこと。

分担施工方式の場合、次の a 及び b の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。

a JV には、市内業者を構成員として 1 者以上含むこと。

b JV の代表構成員は出資比率または分担工事額が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。

- c JV の構成員数は 2 者又は 3 者であること。
- d 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
- ③ すべての構成員は、横須賀市競争入札参加有資格者(工事)の建築一式工事に登録があり、かつ特定建設業の許可を有すること。
- ④ 構成員の横須賀市に登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値(総合評点)が準市内業者は 1,150 点以上、市内業者は 670 点以上であること。
- ⑤ JV の代表構成員は、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。その他の構成員は、この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- ⑥ すべての構成員は、工事監理企業を兼ねることができない。

(イ) 単体企業の場合

- ① 所在区分が準市内業者であること。
- ② 横須賀市競争入札参加有資格者(工事)の建築一式工事に登録があり、かつ特定建設業の許可を有すること。
- ③ 横須賀市に登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値(総合評点)が 1,450 点以上であること。
- ④ この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- ⑤ 一次下請発注金額の内 40%以上を市内業者に発注すること。ただし、これを達成できない見込みである場合は、市内下請負率の最低限度を 25%とし、材料購入を含めた市内下請負率は 45%とする。
- ⑥ 工事監理企業を兼ねることができない。

エ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、1 者で業務を担当する場合は、下記の (ア) ~ (カ) の要件をすべて満たすこと。また、複数の者が業務を分担する場合は、全ての者が下記の (ア) ~ (エ) の要件を満たし、そのうち 1 者は、(ア) ~ (カ) のすべての要件を全て満たすこととする。ただし、(オ)、(カ)については、同一の工事でも別の工事でも実績として認める。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ <<https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html>>を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者、又は市外業者であること。
- (イ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (ウ) 横須賀市競争入札参加有資格者(委託)として「建築設計」の業種に登録があること。
- (エ) 建設企業の会社法に定める子会社でないこと。
- (オ) 平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した国等が発注した延床面積が 3,000 m²以上の一の建築物の新築工事の実設計又は工事監理業務を履行した実績を元請として有する者
- (カ) ドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の実設計又は工事監理業務を履行した実績を元請として有する者

オ 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、複数の企業で分担し

て調理設備等調達・設置業務を実施する場合にあっては、全ての者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者が(ウ)に掲げる要件を満たすこととする。

なお、所在区分や入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈<https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html>〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者(物件)として「家庭用品・雑貨」の業種のうち「厨房機器」の種目に登録があること。
- (ウ) 5,000食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の納入実績を有すること。

カ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、(ア)及び(イ)の要件を満たす者とする。なお、複数の企業で分担して維持管理業務を実施する場合にあっては、全ての者が(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、入札参加資格登録については横須賀市ホームページ〈<https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/board.html>〉を確認すること。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者であること。

キ 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の(ア)～(エ)の要件を満たす者とする。なお、複数の企業で分担して運営業務を実施する場合にあっては、主たる調理業務を担う企業は(ア)、(イ)及び(ウ)を、その他の者は(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たすこととする。

- (ア) 所在区分が市内業者、準市内業者又は市外業者であること。
- (イ) 横須賀市競争入札参加有資格者(委託)として「その他」の業種のうち「その他」の種目に登録があること。
- (ウ) 5,000食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設において、調理業務を履行した実績を元請として有する者
- (エ) ドライシステムを採用した学校給食施設又は特定給食施設において、調理業務を履行した実績を元請として有する者

(3) 参加資格要件の確認

「(2) 入札参加者の参加資格要件」の確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

提案書の受付期限日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は以下のとおりとする。

- (ア) 入札参加申込書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加グループの構成員に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加グループは原則として失格とする。ただし、入札参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員(ただし、代表企業を除く)の変更ができるものとする。
- (イ) 落札者決定日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加グループの構成員に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解

除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、入札参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成員（ただし、代表企業を除く）の変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする。

4 入札に関する手続き等

(1) 入札説明書等の公表（入札公告）

入札公告は平成 31 年（2019 年）2 月 13 日（水）とし、横須賀市のホームページ上（<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>）で公表する。

本件入札説明書等についても同様のホームページにおいて公表する。

(2) 配送校見学会

以下のとおり、希望者（事前申込みが必要）を対象に配送校の状況等を確認するための見学会を開催する。

ア 申込み

(ア) 受付期間：

平成 31 年（2019 年）2 月 14 日（木）午前 9 時～3 月 5 日（火）午後 5 時

(イ) 受付方法：

配送校見学会参加申込書（様式 1-1）に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。

E-mail：gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp

イ 見学会

(ア) 開催日時：平成 31 年（2019 年）3 月 12 日（火）～3 月 15 日（金）

(イ) 開催場所：配送校毎に実施する。詳細は、「別紙（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業 配送校見学会について」を参照すること。

(ウ) 集合場所：現地

(3) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関して、質問の受付及び回答は次のとおりとする。

ア 受付期間

平成 31 年（2019 年）2 月 14 日（木）午前 9 時～2 月 28 日（木）午後 5 時まで

イ 受付方法

入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）に質問事項を入力し、ファイル名を質問者の商号又は名称に変更の上、ウのメールアドレスに添付ファイルとして送信すること。

（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

ウ 提出先

E-mail：gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp

エ 回答

質問に関する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き平成 31 年（2019 年）3 月 25 日（月）までに市のホームページにおいて閲覧に供する。

(4) 入札参加申込

入札参加者は、入札参加資格確認申請に関する提出書類（様式 2-1 から 2-19 まで及び添付書類）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 受付期間

平成 31 年（2019 年）4 月 3 日（水）～4 月 5 日（金）

午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時

イ 受付方法

提出日時に関し事務局に事前連絡の上、持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

ウ 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所本庁舎 1 号館 6 階）

横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課 給食運営係

(5) 入札参加資格審査の結果通知

市は、参加希望者の入札参加資格の審査を行い、その結果を、資格確認申請書類を提出した者に平成 31 年（2019 年）4 月 12 日（金）までに確認通知書により通知する。

(6) 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出日時

平成 31 年（2019 年）4 月 12 日（金）～4 月 19 日（金）

（土曜・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時

イ 提出場所

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所本庁舎 1 号館 6 階）

横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課 給食運営係

ウ 提出方法

説明要求として入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式 2-21）に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

エ 回答

市は、平成 31 年（2019 年）4 月 26 日（金）を目途に回答する。

(7) 入札説明書等に関する直接対話

本事業において入札参加資格があると認められた入札参加者を対象に入札説明書等に記載の内容に関する共通理解をはかることを目的として、市と事業者との直接対話を実施する。

ア 申込み

(ア) 受付期間：

平成 31 年（2019 年）4 月 17 日（水）午前 9 時～4 月 19 日（金）午後 5 時

(イ) 受付方法：

入札説明書等に関する直接対話申込書（様式 2-20）に記入の上、添付ファイルにて E-mail により下記に提出すること。

E-mail： gakkou-kyushoku@city.yokosuka.kanagawa.jp

イ 直接対話

(ア) 開催日時：平成 31 年（2019 年）4 月 24 日（水）～4 月 25 日（木）

(イ) 開催場所：横須賀市役所（詳細は申し込み後に通知する）

(ウ) 開催要領：原則、非公表とする。対話内容は市の判断により、入札説明書等の変更を公表する等により、反映する場合がある。詳細は申し込み後に通知する。

(8) 提案書類等の受付

ア 提出日時

平成 31 年（2019 年）5 月 29 日（水）～5 月 31 日（金）

午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時

イ 提出方法

提出日時に関し事務局に事前連絡の上、持参により提出すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

ウ 提出場所

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所本庁舎 1 号館 6 階）

横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課 給食運営係

エ 提出書類等

(ア) 入札書等

入札書（様式 4-1）は、封筒に入れ密封し、封筒表面に入札参加者名を表記して提出すること。また、入札価格に関する提出書類（様式 4-2 から 4-7 まで）についても、別封筒に入れ密封し、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

(イ) 予定価格

本事業における予定価格は、12,001,202,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(ウ) 提案書類

提案書類は、入札説明書様式集に準拠して作成し、正本 1 部、副本 14 部を提出すること。

オ 入札にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(エ) 入札の辞退

参加資格申請を行った入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類等の提出期限までに入札辞退届（様式 2-22）を提出すること。

(オ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(カ) 入札の中止・延期

入札に関して、天変地異があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(キ) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者による入札
- ② 代表企業以外の者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 入札書類等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑤ 記名押印のない入札書による入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- ⑦ 入札参加者及びその代理人のした 2 以上の入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(ク) 本件事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

① 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該入札参加者の承諾を得るものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

③ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

④ 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正について

はこの限りではない。

⑤ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

(9) プレゼンテーション等

選定にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングなど、提案内容の説明を求める予定である。

詳細については、入札参加者に対して通知するものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案審査は、次に示す学識経験者及び市職員等で構成する「(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)における落札者決定基準に基づく審議を経て、最優秀提案者を選定する。

実施方針公表以降に、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

[敬称略]

役職	委員氏名	所属等
委員長	鈴木 志保子	神奈川県立保健福祉大学 教授
委員長職務代理者	伊庭 良知	国土政策研究会 理事
委員	日高 仁	関東学院大学 准教授
同	石渡 修	横須賀市 財政部長
同	伊藤 学	横須賀市教育委員会事務局 学校教育部長

(2) 落札者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(3) 審査結果及び評価の公表方法

市は、審査結果を入札参加グループの代表企業に通知するとともに、市のホームページにて公表するものとする。

第4 契約に関する事項

1 契約手続き

市は落札者と次のとおりの契約を締結する。なお、設計・建設等請負契約については、仮契約の締結後、市議会の承認をもって本契約の締結とする。

(1) 基本契約

市と落札者は、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

(2) 設計・建設等請負契約

市と落札者（入札参加者の構成員のうち設計企業、建設企業、工事監理企業及び調理設備企業）は、本施設の設計・建設業務に関する設計・建設等請負契約を締結する。

(3) 維持管理・運営委託契約

市と落札者（入札参加者の構成員のうち維持管理企業、運営企業）は、本施設の開業準備業務及び維持管理・運営業務に関する維持管理・運営委託契約を締結する。

(4) 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

2 契約の概要

(1) 契約保証金

契約保証金は、横須賀市契約規則（平成19年規則第22号）の規定を適用する。

ア 設計・建設等請負契約書

設計・建設等請負契約書（案）に基づくものとする。

イ 維持管理・運営委託契約書

維持管理・運営委託契約書（案）に基づくものとする。

(2) 契約書の内容変更

落札者との契約に際し、契約書（基本契約書、設計・建設等請負契約書及び、維持管理・運営委託契約書をいう。以下同じ。）の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(3) 契約書作成費用

契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(4) 落札者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、落札者は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(5) その他

ア 落札者が契約締結までに、入札参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約を締結しないことがある。

イ 市は落札者の責めに帰すべき事由により契約を締結できない場合は、違約金として設計・建設等請負契約金額の100分の10に相当する金額を請求することができる。

第5 その他

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的な措置に従う。また、契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の契約に関する議案を、横須賀市議会定例会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部局：横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課 給食運営係

住 所：〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所本庁舎 1 号館 6 階）

電 話：046-822-8490

(別紙)

(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業 配送校見学会について

- 1 実施日程 平成31年(2019年)3月12日(火)～15日(金)
※学校ごとの実施日時は「配送校見学会日程表」参照
- 2 実施場所 配送対象校全23校
※各校指定の集合時間に、各校校門(車両出入口)に集合すること。
- 3 実施内容
教育委員会事務局職員が下記見学箇所を案内します。
 - ①校内通行経路(校門(車両出入口)からトラック駐車予定位置まで)
*学校敷地内を歩きながら確認します。
 - ②荷受室・配膳室・昇降機設置予定場所
*校舎内の設置予定場所を確認します。1階のみの見学とします。

※「配送校見学会日程表【学校別】」に記載したとおり、荷受室等の整備は平成31年度から行うため、現時点で想定している設置予定場所の現状の確認のみとなります。また、平成32年度に整備を開始する予定の学校については、設計も未着手です。こうした状況であるため、実際の整備内容と異なる可能性がありますことをご理解ください。
- 4 注意事項
 - (1) 教育委員会事務局職員の指示に従い、学校の教育活動等に影響のないよう十分注意してください。
 - (2) 参加者は各校指定の集合時間に、各校校門(車両出入口)に集合してください。
 - (3) 各校への交通手段については各自確保してください。なお、学校敷地内に駐車スペースは設けません。学校敷地内への車両の乗り入れ及び敷地周辺の路上駐車は禁じます。
 - (4) 集合後、名札を配付しますので、見学中は常に着用してください。
 - (5) 見学時間は1校あたり20分から30分程度を予定しています。
 - (6) 校内を見学する方は上履きを持参してください。
 - (7) 見学会当日の質疑応答は行いません。また、各校教職員等への質問及び後日問い合わせ等は行わないでください。
 - (8) 撮影は可能とします。ただし、個人が特定されるような撮影及び本事業以外での使用を禁じます。
 - (9) 見学会当日には資料配付は行いません。要求水準書添付資料15「配送校の荷受室及び配膳室想定配置図等」など、必要資料については各自持参してください。

配送校見学会日程表

【学校別】

	中学校名	日 時	整備開始年度	荷受室数	備考	
1	追 浜	平成31年 3 月13日 (水)	9 : 30	H. 31	1	
2	鷹 取	平成31年 3 月13日 (水)	10 : 30	H. 31	1	
3	田 浦	平成31年 3 月13日 (水)	11 : 30	H. 31	1	
4	坂 本	平成31年 3 月13日 (水)	13 : 30	H. 31	2	
5	不入斗	平成31年 3 月13日 (水)	14 : 30	H. 31	2	
6	常 葉	平成31年 3 月12日 (火)	9 : 30	H. 31	1	
7	公 郷	平成31年 3 月13日 (水)	15 : 30	H. 32	1	
8	池 上	平成31年 3 月14日 (木)	9 : 30	H. 31	1	
9	衣 笠	平成31年 3 月14日 (木)	10 : 30	H. 31	2	荷受口 1
10	大矢部	平成31年 3 月14日 (木)	11 : 30	H. 31	1	
11	大 津	平成31年 3 月12日 (火)	10 : 30	H. 32	1	
12	馬 堀	平成31年 3 月12日 (火)	11 : 30	H. 32	1	
13	浦 賀	平成31年 3 月12日 (火)	14 : 30	H. 31	2	
14	鴨 居	平成31年 3 月12日 (火)	13 : 30	H. 32	2	
15	岩 戸	平成31年 3 月15日 (金)	15 : 30	H. 32	1	
16	久里浜	平成31年 3 月15日 (金)	9 : 30	H. 31	2	
17	神 明	平成31年 3 月15日 (金)	10 : 30	H. 32	1	
18	野 比	平成31年 3 月15日 (金)	11 : 30	H. 32	1	
19	北下浦	平成31年 3 月15日 (金)	13 : 30	H. 32	2	
20	長 沢	平成31年 3 月15日 (金)	14 : 30	H. 32	2	
21	長 井	平成31年 3 月14日 (木)	15 : 40	H. 32	1	
22	武 山	平成31年 3 月14日 (木)	14 : 30	H. 32	2	
23	大 楠	平成31年 3 月14日 (木)	13 : 30	H. 32	1	

【日程別】

平成 31 年 3 月 12 日 (火)						
中学校名	常 葉	大 津	馬 堀	鴨 居	浦 賀	
時間	9 : 30	10 : 30	11 : 30	13 : 30	14 : 30	

平成 31 年 3 月 13 日 (水)						
中学校名	追 浜	鷹 取	田 浦	坂 本	不入斗	公 郷
時間	9 : 30	10 : 30	11 : 30	13 : 30	14 : 30	15 : 30

平成 31 年 3 月 14 日 (木)						
中学校名	池 上	衣 笠	大矢部	大 楠	武 山	長 井
時間	9 : 30	10 : 30	11 : 30	13 : 30	14 : 30	15 : 40

平成 31 年 3 月 15 日 (金)						
中学校名	久里浜	神 明	野 比	北下浦	長 沢	岩 戸
時間	9 : 30	10 : 30	11 : 30	13 : 30	14 : 30	15 : 30